

(令和7年度実施)

自己評価書の作成に当たっての 留意点等について

令和8・9年度に実施する
高等専門学校機関別認証評価に関する説明会

令和7年6月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

自己評価書の記載に関する全体的な留意事項(1/2)

1. 自己評価書全般について

- 以下の表記がされている場合は、**学校として規程類を明文化する必要があります**。仮に取組があっても、規程類が整備されていない場合は、その根拠とはならない。
 - 「〇〇が定められ」、「〇〇が明確化」⇒ 例: 自己点検・評価規程
 - 「体制があること」、「整備していること」⇒ 例: 自己点検・評価委員会規程
- 各種意見聴取、満足度、活用状況、認知状況は学校として把握する必要がある。
- 改善事例を記載する項目では、把握や検証した結果等を基に、改善に結び付けていることがわかる資料(**改善策を議論している会議の議事録等**)が必要。

2. **前年度までに自己点検・評価を実施**して、結果を公表すること。

- 自己点検・評価が適切に実施されていると、自己評価書の記載の負担は大幅に軽減される。

3. 「**組織的な取組**」とは「**学校として**」行われていること

- 全校的な意思決定、実施体制、事後のチェック体制の下で行われていること。個別の学科や教員独自による取組は、「組織的」な取組として取り扱わない。

自己評価書の記載に関する全体的な留意事項(2/2)

4. 複数のリストが提示されている場合
 - 「全ての項目にチェック必須」は全項目記載必須
 - 「複数チェック可」はいずれか一つ(以上)選択すること
5. 「より望ましい取組」「優れた成果」とは、他校では行われていない・他校より優れた高等専門学校として特筆されるべきものであり、それが実績として確認できるものであること。「組織的」に取り組まれるものであること。
 - 個別の学科や教員、学生の取組ではないこと。
 - 教育活動に関しては、原則、課外活動は対象外。
6. 根拠資料等に個人情報を含めないこと
 - どうしても必要な場合には、Acrobatなどの専用ソフトを使って、個人情報部分を墨消ししたデータを提供するなど、細心の注意を。

自己評価書の見方

領域	基準	観点	項目
領域1	教育の内部質保証システム		
基準	【重点評価項目】		
1-1	内部質保証に係る体制が明確に規定されていること		
基準の自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該基準を満たしているか。 <input type="radio"/> 満たしている <input checked="" type="radio"/> 満たしていない			
観点1-1-①	教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること		
	自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
<input type="radio"/> 定められている <input checked="" type="radio"/> 定められていない (1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	<input type="radio"/> 定められている <input checked="" type="radio"/> 定められていない	◇自己点検評価及び評価に関する基本方針(自己点検・評価の基準・項目、担当組織を含む)が明示されている規程等 資料1-1-1-(1)-01_根拠資料1	再掲
<input type="radio"/> 整備されている <input checked="" type="radio"/> 整備されていない (2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	<input type="radio"/> 整備されている <input checked="" type="radio"/> 整備されていない	◇実施体制等が確認できる資料(学則、自己点検評価規程等) 資料1-1-1-(1)-02_根拠資料2	
<input type="radio"/> 定められている <input checked="" type="radio"/> 定められていない (3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	<input type="radio"/> 定められている <input checked="" type="radio"/> 定められていない	◇自己点検評価及び評価に関する基本方針(自己点検・評価の基準・項目、担当組織を含む)が明示されている規程等	

根拠資料を記載する欄

追加説明等を記載する欄

自己点検・評価欄

本資料の見方について

基準	
【重点評価項目】	
1-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
基準の自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該基準を満たしているか。	
○ 満たしている ◎ 満たしていない	
観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等	
自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検・評価及び評価に関する基本方針(自己点検・評価の基準・項目、担当組織を含む)が定められている規程等 資料1-1-1-(1)-01_根拠資料1
○ 定められている ◎ 定められていない	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備していること。	
○ 整備されている ◎ 整備されていない	
(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	
○ 定められている ◎ 定められていない	
(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備されていること。	◇関係委員会の規程等
○ 整備されている ◎ 整備されていない	
(5) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	◇第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等
○ 定められている ◎ 定められていない	

各「自己点検・評価項目」の内容(青字)
自己評価書の内容を記載。
ただし補足事項の該当が無い場合、1観点に1つの場合、補足内容が重複して該当する場合は簡略化して記載しています。

自己評価書

留意点を補足する内容(黒字)
認証評価基準における領域1~6の各基準の「観点」ごとに、「自己点検・評価結果の根拠資料・説明等欄」の内容について、**評価担当者が分析・評価する及び学校担当者が自己点検・評価する際の留意点等を補足する内容を記載しています。**

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		領域1 教育の内部質保証システム
観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること 【重点評価項目】		
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めていること。		
<ul style="list-style-type: none"> 趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等の定め 実施時期：定期的な実施(7年に一度以上)が必要 		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備していること。		
<ul style="list-style-type: none"> 委員会等の構成、役割分担、構成員、担当部署 責任の所在：実施体制(質保証)に関して責任を持つ者(評価担当副校長・主事)、教育研究活動及び各教育課程の責任者(学科長等)、これら責任者との情報共有の形態(○○委員会、××センターなど。複数の組織がある場合は複数名称を記載) 		
(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めていること。		
<ul style="list-style-type: none"> 趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等の定め 実施時期：定期的な実施(7年に一度以上)が必要 		
(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備していること。		
<ul style="list-style-type: none"> 委員会等の構成、役割分担、構成員、担当部署 責任の所在：実施体制に関して責任を持つ者、教育研究活動及び各教育課程の責任者、これら責任者との情報共有の形態 		

本資料

(次頁へ) 11

領域1 教育の内部質保証システム

基準

- 1-1 **【重点評価項目】**内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。
- 1-2 **【重点評価項目】**内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。
 - *卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)(以下、「DP」という)
 - 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)(以下、「CP」という)
 - 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下、「AP」という)
- 1-3 **【重点評価項目】**自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。



1. 基準1-1~1-3は全て重点評価項目

これら3つの評価基準にいずれか一つでも「改善を要する点」の指摘がある場合、他の基準の状況に関わらず「**評価基準に適合しない**」と判断（「**評価基準不適合**」）。

（例）

- ・ 規定に基づく内部質保証体制・手順による自己点検・評価を実施、結果を公表していない。（基準1-1／観点1-1-①）
- ・ 前回の機関別認証評価における指摘事項に対する改善の取組を行っていない。（基準1-3／観点1-3-①）・・・など

2. 第三者評価や外部評価で指摘された事項がある場合、対応した実績の説明が必須（基準1-3）

実績が認められない場合は「改善を要する点」となり、基準1-3を満たさない。（⇒「**評価基準不適合**」となる）
前回の機関別認証評価で「改善を要する点」の指摘がある場合を含む。

観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること【重点評価項目】

(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。

- ・趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等の定め
- ・実施時期: 定期的な実施(7年に一度以上)が必要
- ・自己点検・評価方針または自己点検・評価実施要項に下記のような評価基準・項目一覧表を別表として添付することを推奨。所掌委員会や収集データも記載。

自己点検・評価の評価基準・項目、所掌委員会、収集資料一覧表

領域	基準	観点	項目	所掌委員会	収集データ、資料
1 教育の内部質保証システム	1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(5) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(6) (5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程

観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること【重点評価項目】

(前頁より)

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。

- ・委員会等の構成、役割分担、構成員、担当部署
- ・責任の所在:実施体制(質保証)に関して責任を持つ者(評価担当副校長・主事)、教育研究活動及び各教育課程の責任者(学科長等)、これら責任者との情報共有の形態(〇〇委員会、××センターなど。複数の組織がある場合は複数名称を記載)

(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。

- ・趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等の定め
- ・実施時期:定期的な実施(7年に一度以上)が必要

(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。

- ・委員会等の構成、役割分担、構成員、担当部署
- ・責任の所在:実施体制に関して責任を持つ者、教育研究活動及び各教育課程の責任者、これら責任者との情報共有の形態

(5) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。

- ・第三者評価:評価受審校から独立した第三者による評価(運営協議会等の外部有識者、機関別認証評価、設置計画履行状況調査、JABEE等)

(6) (5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。

- ・委員会等の構成、役割分担、構成員、担当部署
- ・責任の所在:実施体制に関して責任を持つ者、教育研究活動及び各教育課程の責任者、これら責任者との情報共有の形態

観点1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること

- (1) DPが学校の目的に基づき定められていること
- (2) CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること
- (3) APが学校の目的に基づき定められていること
- (4) 学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていること

【重点評価項目】

- (1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制となっていること。
・学校自らが点検・評価し、改善・向上に取り組む体制(関連委員会)が確認できる規程等

観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること【重点評価項目】

(1) 教育課程ごとの点検・評価において、以下の内容の点検・評価を行うことが定められていること。(すべての項目にチェック必須)

・教育課程(学科等)ごとの3つのポリシーについての点検・評価において、領域5の各基準(基準5-1~11)の内容(下記の事項全て)の点検・評価を行うことの定めが必要。担当する委員会を定めて、その委員会規程に作業内容を明記すること。ただし、自己点検・評価方針または自己点検・評価実施要項に添付された評価基準・項目一覧表にこれら点検項目が記載されている場合は、これら規程の再掲でよい。

・委員会の議事録等はここに提示する必要はなく、領域5で提示すること。

(領域5:基準5-1~11)

- DPが具体的かつ明確であること
- CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること
- 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること
- DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されていること
- 適切な履修指導、支援が行われていること
- DPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること
- 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること
- APが具体的かつ明確であること
- 学生の受入が適切に実施されていること
- 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

観点1-2-③ 施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること
【重点評価項目】

(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。

- ・自己点検・評価の基準、対象、実施時期、実施主体、評価方法等を定めた基本方針・関連規程等
- ・観点1-1-①で自己点検・評価方針または自己点検・評価実施要項に下記のような評価基準・項目一覧表を別表として添付している場合は、それらの再掲でよい。

自己点検・評価の評価基準・項目、所掌委員会、収集資料一覧表

領域	基準	観点	項目	所掌委員会	収集データ、資料
1 教育の内部質保証システム	1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(3)施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程
			(5)第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	自己点検評価委員会	自己点検・評価方針、自己点検・評価実施要項
			(6)(5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	自己点検評価委員会	関連委員会規程

観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること【重点評価項目】

(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見が反映されるようになっていること。(すべての項目にチェック必須)

- ・教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者の全てから意見を聴取し、反映していることを確認
- ・これら関係者から意見を聴取することの定め
- ・意見聴取した結果を内部質保証体制が確認する仕組みに関する規程等。意見を聴取するだけでは不完全。改善に反映させる取組が必要。
- ・関係者の参画する会議体やアンケートなど、意見聴取の実施時期・回数、実施主体、聴取項目や内容の具体的な定めが必要
※就職先等へのアンケートについて分析する場合は、各校の自己点検・評価実施状況の分析の必要に応じて、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っているか。(複数チェック可)

- ・必要に応じて、自己評価書(様式1)に設定されたいずれかの手段(授業評価、卒業時の満足度調査、就職先等による卒業生に対する評価など)により行うことを想定
- ・各意見聴取(会議体、実施方法、回数、意見内容の例、アンケート等)に関する規程等

観点1-2-⑤ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること
【重点評価項目】

(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていること。

・自己点検・評価の結果(※)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めている規程等

※設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。

・自己点検・評価の結果において確認された事項について、その対応の方針及び対応の計画が策定されていることを確認

観点1-2-⑥ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること
【重点評価項目】

(1)内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていること。

・観点1-2-⑤の手順を経た上で内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順に関する規程等

観点1-2-⑦ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること 【重点評価項目】

(1) 対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていること。

・内部質保証体制を定めた規程等において、対応計画の進捗の確認をする手順及び進捗状況に応じた対応を決定する手順の定め

観点1-2-⑧ 自己点検・評価の結果が公表されていること【重点評価項目】

(1)自己点検・評価を実施し、その結果が公表されていること。

- ・様式2-4(ウェブサイト掲載項目チェック表)
- ・自己点検・評価を実施し、その結果が社会一般に対し、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表されていることを確認。
- ・前年度までに実施した自己点検・評価の結果(概要のみではなく、評価や分析の状況が確認できるもの)が、評価実施年度の6月末までに自校ウェブサイトに公開されていることが必要。
- ・自ら定めた間隔での自己点検・評価を実施しなかった場合には、法令違反と見做される可能性が高い。
- ・年度計画に対する業務実績報告書を自己点検・評価報告書として公表している学校があるが、これは学校教育法第109条に規定された自己点検・評価報告書とは見なされない。

観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価結果や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること【重点評価項目】

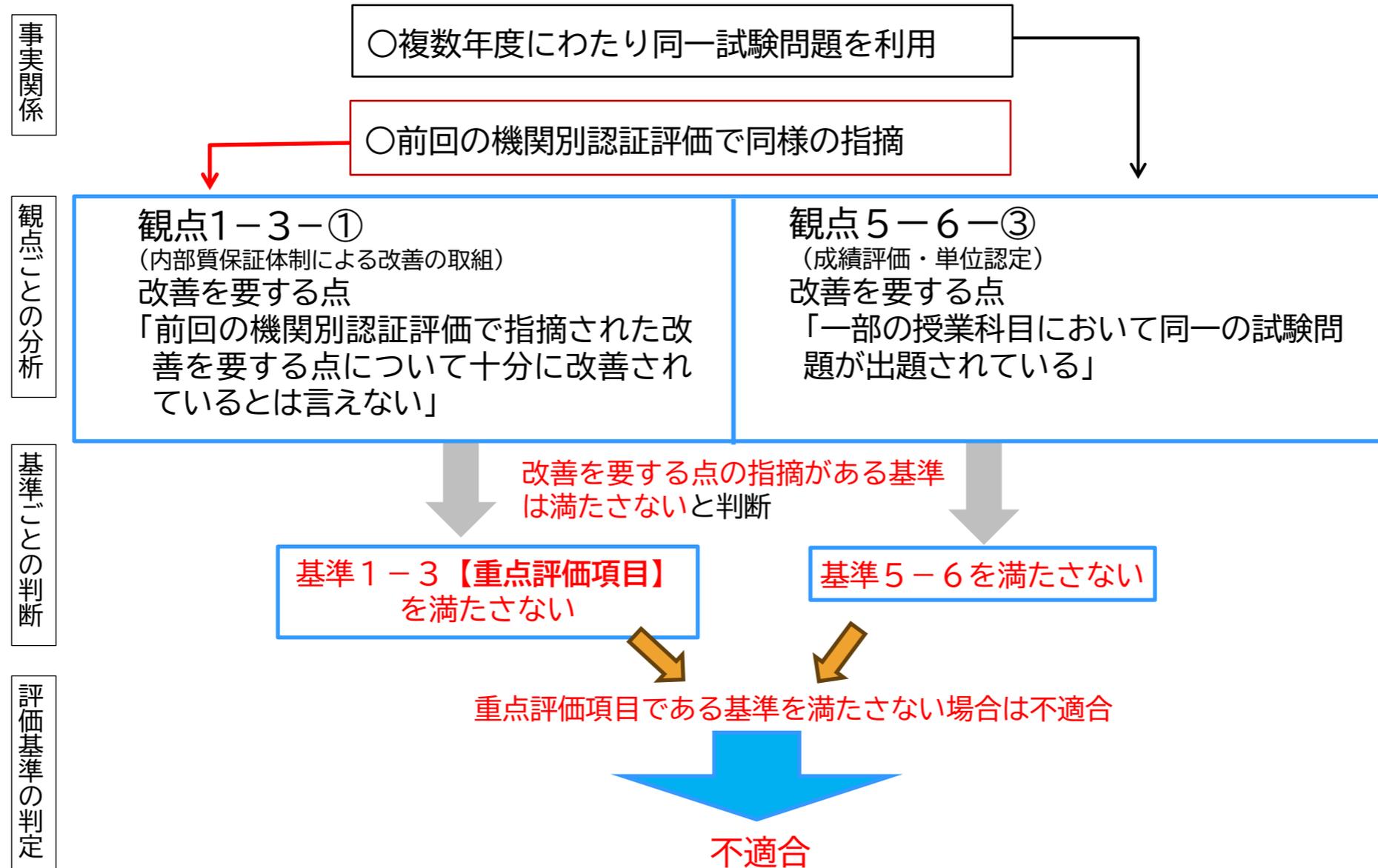
(1) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していること。

- ・内部質保証体制において、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項への対応(改善への取組を継続的に行っていること、また、改善が完了していればその状況)を確認
- ・改善を検討、実施、結果検証を行った委員会の議事録の提出が必要
- ・前回の機関別認証評価の指定改善事項について対応状況報告を行い、改善が認められた事項は、この観点での分析は不要。
- ・対応状況の報告を行ったものの改善したと認められなかった場合には、指摘事項への対応状況について特記事項に記述
- ・前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項について、今回の機関別認証評価で再度「改善を要する点」として指摘された場合は、基準1-3を満たさないことになることを念頭に分析すること。「評価基準不適合」となる。

(2)(1)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組を行っていること。

- ・基準1-2の各観点に係る取組において実施した対応や措置が確認できる資料(自己点検・評価の結果報告書、第三者評価等の該当箇所その他)
- ・内部質保証体制において、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等が確認され、実際に改善がなされていることを確認

前回の機関別認証評価で改善を要すると指摘があった事項で再度同じ指摘がある例 (同一試験問題の再利用)





領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること



1. 学科・専攻科の教員配置については、基幹教員制か専任教員制かの確認を行うこと

- 基幹教員制を十分理解すること
- 専攻科の教員配置(観点2-3-②)は、特例適用専攻科の認定の結果を利用して分析に替えることも可能。しかし、特例適用専攻科の認定時の教員制と現行の教員制が異なる場合には、特例適用専攻科の認定の結果を利用できない。

2. 教員の年齢及び性別構成への配慮(観点2-3-③)に関し、分析の目安となる構成割合の水準を設定

- 「一定の水準」はあくまで分析の目安であり、基準の判断に用いるものではない
- 超えている場合は、学校としての状況の把握・分析・取組等を特記事項欄で説明(超えていない場合は説明不要)

3. 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図らなければならない

- 教員の採用、昇任の手続きと基準の規定化
- 定期的な教員評価の実施体制の整備と結果の活用

観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること

観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること

観点2-2-① 教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること

観点2-2-② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること

説明を省略

観点2-3-① 設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること

- (1) 一般科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されていること。
- (2) 専門科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されていること。

- ・様式2-1(高等専門学校現況表)
- ・設置基準に規定する基準以上の教員を配置していることを確認
(基準を下回る場合は、欠員の生じた年度・理由・補充計画とその進捗状況を説明)
- ・設置基準の「基幹教員」の規定を適用している場合、基幹教員の必要要件を満たしているか確認、教員についての十分な情報の公開の確認

※なお、高等専門学校設置基準附則第4条第7号の規定により、「専任教員」を運用している場合は、「基幹教員」は「専任教員」と読み替える。

観点2-3-② 専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること

※特例専攻適用認定を根拠とする場合、本項の分析は不要

様式1(自己評価書)及び様式2-5(認証評価以外の第三者評価の状況)に特例適用認定活用の旨を記載

しかし、特例適用専攻科の認定時の教員制と現行の教員制が異なる場合には、特例適用専攻科の認定の結果を利用できない。

(1) 専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されていること。

• 様式2-3(担当教員一覧表等)

※様式の備考欄に「専攻科担当」等の記入を(様式の欄外注記を参照)

• 教育課程を展開するために必要な教員の配置を確認

• 専攻科の授業科目担当教員の確保の状況、各授業科目の担当教員の専門分野の適切性、研究指導を担当する教員の研究実績等を確認

基幹教員制への移行について（大学の場合）

- 大学設置基準

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として**基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）**に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

- 主要授業科目とは、各大学・学部等のDPで定めた学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するための必要な科目群のこと
- 基幹教員数や個々の基幹教員の学位、教育・研究業績、経歴、所属、教育課程の編成その他の学部運営の参画状況、担当科目（主要／主要以外、単位数）などを認証機関が確認することが期待されている

定義： 以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)
	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

右に記載の
A又はBの
いずれか

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

基幹教員制への移行について（高等専門学校の場合）

- 高等専門学校設置基準

第六条 高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

6 教員のうち、第十六条に規定する一般科目を担当する基幹教員(教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であつて、専ら当該高等専門学校の教育に従事するもの又は一年につき八単位以上の当該高等専門学校の授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)の数は、次の各号に掲げる数を下つてはならない。

- 基幹教員数や個々の基幹教員の学位、教育・研究業績、経歴、所属、教育課程の編成その他の学科運営の参画状況、担当科目(単位数)などを認証機関が確認することが期待されている

定義:以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員※1
② 右に記載のA 又はBのいずれか	(A) 専ら当該高等専門学校の教育に従事する教員※2
	(B) 1年につき8単位以上の当該高等専門学校の授業科目を担当する教員

※1 教員会議、学科会議、一般科目会議など当該高等専門学校の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者を想定
※2 当該高等専門学校でフルタイム雇用されている者(月額報酬20万円以上)を想定

観点2-3-③ 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること

(1)教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないよう配慮されていること。

- 様式2-6(教員の年齢・性別構成)
- 年齢構成に関し、基幹教員のうち50歳代の者の数が30歳代の者の数の3倍を超える場合、特記事項でその状況の把握、理由等の分析、具体的な対応に係る取組の状況や将来見通しを記述。
(3倍以下の場合には様式2-6を提出することで足り、それ以上の分析は不要)
- 基幹教員のうち女性教員の割合が10%に満たない場合は、特記事項でその状況の把握、理由等の分析、具体的な対応に係る取組の状況や将来見通しを記述する。
(10%以上の場合には様式2-6を提出することで足り、それ以上の分析は不要)

※年齢構成の「3倍」、性別割合の「10%」は、あくまで詳細な分析を行う対象の目安であり、基準の判断に用いるものではない。

観点2-4-① 教員の採用及び昇任にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること

(1) 教員(基幹教員以外の教員を除く。)の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていること。

- ・教員選考規則、昇任・採用基準、審査要領等の採用・昇任に係る体制・基準・手続等に関する規程等
 - ・教員の採用・昇任に際し職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の水準、その水準の判断を行う方法が明確に定められていることを確認
- ※基幹教員以外の教員(従前の例による場合は非常勤教員)を除く

(2) (1)の基準に基づき、実際の採用・昇任が行われていること。

- ・公募要領・様式、実績状況に関する資料等
- ・個人情報を含まない資料により説明すること。どうしても困難な場合には、墨消しなどの措置を施し、個人情報把握できないことを確認した上で提出すること。

観点2-4-② 全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること

(1)全教員(基幹教員以外の教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されていること。

- 評価実施規程・教員評価の基準を定めた規程等、評価を定期的に行う体制の整備、教員の教育及び研究活動に関する評価の目的、及び評価の継続的(定期的)な実施に係る規程や基準の定めがあることを確認
- 規程の通り評価が実施されている実績を資料により確認(関係する会議の審議事項・会議資料・議事要旨等(機関別認証評価の前年度に開催したもの、1回分))
- 国立高等専門学校機構が実施してる表彰制度に推薦する者を選抜する規定は、教員評価制度にあたらぬ。
- 個人情報を含まない資料により説明すること。どうしても困難な場合には、墨消しなどの措置を施し、個人情報把握できないことを確認した上で提出すること。

観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること

(1) 把握した評価結果を基に行う取組が規定されているか。(複数チェック可)

- 取組として、給与や研究費配分に関する措置、上長等による改善指導、表彰その他を想定
※いずれか一つ(以上)の取組が必要
- 評価結果を基に行う取組に関する規定
※評価実施規定のほか、給与等の処遇を行うなら同処遇の、改善指導の仕組みがあれば改善指導に関する規定等
- 取組の実績を資料により確認(関係する会議の審議事項・会議資料・議事要旨等(機関別認証評価の前年度に開催したもの、1回分))
- 個人情報を含まない資料により説明すること。どうしても困難な場合には、墨消しなどの措置を施し、個人情報把握できないことを確認した上で提出すること。

観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること

(1)学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制が整備されていること。

- ・FDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等
- ・実施体制、内容、方法（教育方法の研究・研修や相互授業見学等）が明確に規定されていることを確認。組織的にFDの企画、実施、改善を行っていることを確認。

※教員に対する研修であっても授業内容・方法の改善を図るものではないものは、観点4-3-②で分析（例：ハラスメント研修など）

(2)定期的にFDが実施されていること。

- ・実施状況(参加人数含む)の一覧を確認(前回の機関別認証評価以降に実施したもの。)

○FDとSDは内容によって分類すること

FD：授業の内容及び方法の改善を図るためのもの
（授業方法の改善やアクティブラーニングの研修等）

SD：管理運営等の能力、資質の向上を図るためのもの
（初任職員研修、中堅職員研修、各種ハラスメント研修等）

観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が配置されていること

(1)教育支援者(事務職員、技術職員、助手等。)が法令に従い適切に配置されていること。

- ・様式2-1(高等専門学校現況表)
- ・それぞれの役割分担が確認できる資料(事務組織規程、事務組織図、技術室規程等)
- ・助手を配置する場合は、助手の位置付け・支援内容と人数配置状況も確認

(2)図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されていること。

- ・様式2-1(高等専門学校現況表)

(3) 指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されていること。

- ・様式2-1(高等専門学校現況表)
- ・指導補助者(設置基準第7条)の定義、業務内容、採用手続の規定
- ・令和4年度の設置基準の改正により、授業の一部を分担させることができる指導補助者の配置が認められた。TAなどを採用する場合は、定義を明確にしておくこと。
- ・指導補助者を採用していない場合には、指導補助者の規程は不要。

観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること

(1) 教育支援者(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

・実施状況の一覧

(2) 指導補助者を配置する場合、研修、オリエンテーション、指導・助言などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

・実施状況(参加人数含む)の一覧

・研修の内容(取組の方針、内容、方法)を確認できる資料

※教員に対する研修であるFD(観点2-4-④)ではなく、教育支援者等を対象とするもの

※FDであっても教員と教育支援者等の両方を対象とするものは、教員に対する取組としては観点2-4-④で、また教育支援者等に関する取組としては本観点で分析する



領域3 学習環境及び学生支援等

基準

- 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること
- 3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること

観点3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること

観点3-1-③ 図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること

設置基準に係るものなので、説明を省略

観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること

(1)学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等(メンタルヘルス・ハラスメントに関するものを含む。)の体制が整備されているか。(複数チェック可)

- ・チェックした項目に関する整備状況を確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等)
- ・対応する組織の役割、実施組織の人的規模・バランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の所在等、学生への周知、これら相談等の体制に関する学生ニーズの把握・改善・検討・対応の体制を確認
- ・取組として、学生相談室の設置、保健室での相談・助言等、相談員・カウンセラー配置、ハラスメント等の相談体制、学生への相談窓口・方法の案内等を想定。
※いずれか一つ(以上)の取組が必要

(2)健康相談・保健指導が定期的実施されていること。

- ・過去3年度分の実施要項、学生への周知・案内文等
- ・相談・助言体制の整備状況を確認

(3)法令等(いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針)に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制が整備されていること。

- ・基本方針、マニュアル、関係規程等

観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されていること

- (1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。
- (2) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。
- (3) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。
- (4) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。
 - ・体制の整備に係る関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等
 - ・学生向け周知資料(学生生活の手引き等)、
 - ・(1)～(4)の学生を支援する体制を整備していることを確認
 - ・対象となる学生が在籍していなくても受入れ(入試枠の設定など)を行っている場合は、入学者がいた場合に支援できる体制が整備されている必要がある
- (5) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応していること。
 - ・実際の対応に係る関係規程、対応要領、相談窓口の設置状況等
 - ※障害者差別解消法第5条(合理的配慮の実施に必要な環境整備)、7条・8条(障害を理由とした差別の禁止・合理的配慮)、9条・10条(事業者等による対応要領の作成)、11条(主務大臣(文部科学大臣)の定める事業者向け対応指針)
- (6) 上記以外の特別な支援を行っているか。
 - ・(該当する事項があれば)関係規程、対応要領、学生向け周知資料など
 - ※該当する事項がない場合は、本項は「行っていない」とした上で分析不要。

観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること

(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備されていること。

- ・就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の内容及び実施体制の整備状況が確認できる資料

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(複数チェック可)

- ・取組として以下の事項を想定。

キャリア教育に関する研修会・講演会、進路指導用マニュアルの作成、進路指導ガイダンス、進路指導室の設置、進路先(企業)訪問、進学・就職説明会、資格試験や検定試験のための補習授業・学習相談、資格取得による単位認定、外国留学に関する手続き支援・単位認定・交流協定の締結等

※いずれか一つ(以上)の取組が必要

- ・チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定など)
- ・責任の所在:実施体制(質保証)に関して責任を持つ者(評価担当副校長・主事)、教育研究活動及び各教育課程の責任者(学科長等)、これら責任者との情報共有の形態(〇〇委員会、××センターなど。複数の組織がある場合は複数名称を記載)を確認

観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること

※直近の機関別認証評価(3巡目では観点3-2-⑥が該当)において改善を要する点として指摘されておらず、各項目の内容に大きな変更がない場合、本観点は分析不要。その場合、「直近の認証評価における指摘等なし」にチェック☑を入力。

(1) 学生の課外活動に対する支援体制が整備されていること。

- ・関係規程、組織図、施設の整備状況が確認できる資料等
- ・学生の課外活動に対する支援体制が整備されていることを確認

(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっていること。

- ・責任の所在が確認できる関係規程等
- ・(1)の体制において責任の所在が明確になっていることを確認

(3) (1)の体制は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)に基づいたものになっているか。【より望ましい取組として分析】

※(3)は分析任意の項目であり、分析結果は基準の判断に影響しない。学校として優れた成果が確認できかつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を実施する。

- ・運動部活動の方針、活動時間・休養日に関する規程、地域のスポーツ団体との連携が確認できる資料等
- ・(1)の体制が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)に基づいたものになっていることを確認する。

観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること

※学生寮を設置している場合のみ分析
(設置していない場合は「整備していない」を選択した上で本項の分析は不要)

(1) 学生寮が整備されているか。

- ・学生寮を整備することを定めた関係規程等(学則等)

(2) 生活の場として整備されていること。

- ・居室、食堂、補食室、共同浴場、洗濯室その他生活支援の内容が確認できる資料(寮生のしおり等)

(3) 勉学の場として整備されていること。

- ・自習室の整備状況、自習時間の設定など学習支援の内容が確認できる資料

(4) 管理・運営体制が整備されていること。

- ・管理・運営体制の整備に係る関係規程等

(5) 学生の意見等を把握し、改善する体制が整備されていること。

- ・実施体制等が確認できる資料(関係規程等、学生からの意見を集約するための仕組み(目安箱の設置・運営など)を示す資料)

観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること

(1) 経済面での相談・助言・支援が行われているか。(複数チェック可)

- ・取組として、経済面での相談・助言、奨学金、入学料・授業料減免等、特待生、緊急時貸与等を想定。
※いずれか一つ(以上)の取組が必要
- ・チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧やウェブサイト等での明示、学生への周知・案内文等)

※学校独自ではなく、学校の設置者(設置法人)として行う経済的支援制度等により説明することも可。



領域4 財務基盤及び管理運営

基準

- 4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること
- 4-2 管理運営体制が整備され、機能していること
- 4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
- 4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること
- 4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること



1. 学校の管理運営に関する項目

- 財務、組織運営、法令順守に関する項目等
- 教職協働、SDに関する項目を含む
- 研究活動・地域貢献活動等に関する組織的な取組の状況も本領域で確認

2. 学校教育法施行規則に定める情報公表に関する項目を含む

- 情報公表の充実は内部質保証重視とセットの大事な観点
(中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ(令和4年3月)、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和6年9月30日付文部科学省通知)等を参照)
- 設置基準の基幹教員の規定を適用している場合、基幹教員に関する情報公表の状況も本領域で確認する

観点4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること

観点4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること

観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること

観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

説明を省略

(財務諸表等は設置法人のものを提出することに変更された)

観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】

※本観点は分析任意の項目であり、分析結果は基準の判断に影響しない。学校として優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を実施する。

(1) 教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度があるか。(複数チェック可)【より望ましい取組として分析】

・取組として以下の事項を想定

学位取得に関する支援、教員表彰制度の導入、企業研修への参加支援、校長裁量経費の予算配分、ゆとりの時間確保策の導入、サバティカル制度の導入、他の高等教育機関・研究機関との人事交流等

※いずれか一つ(以上)の取組が必要

・チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等)

(2) 研究を促進するため、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めているか。【より望ましい取組として分析】

・関係規程、活用計画や実績等

(3) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄附金等)を積極的に受け入れる取組が行われているか。【より望ましい取組として分析】

・過去5年間の外部の財務資源の受入れの取組及び受入実績に関する資料

(次頁へ)

観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】

(前頁より)

(4) 教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を提供する体制があるか。【より望ましい取組として分析】

- ・実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料(体制図、研究倫理規程等の関係規程、公的研究費等使用マニュアル等)
- ・学生に対する教育倫理研修も重要であることに留意

(5) (1)～(4)の学校としての取組により、持続的に研究成果が創出されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

- ・持続的に研究成果が得られていることが確認できる資料

持続的に研究成果が得られていることが確認できる資料の提示がない場合には、本観点は優れた点として取り上げられない可能性があることを留意すること

観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】

※本観点は分析任意の項目であり、分析結果は基準の判断に影響しない。学校として優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を実施する。
※学校が組織として取り組むものが本観点の対象。個別の学科・教員等による取組は対象外。
※外部資金に関することは観点4-2-③で分析。

(1)地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定されるとともに、改善を図るための体制が整備されているか。【より望ましい取組として分析】

- ・実施方針・実施体制が確認できる資料(関係規程、関係委員会会議資料、議事要旨等)
- ・地域連携における計画、方針、体制(人員配置、責任体制、規模)を確認

(2)外部の教育・研究資源が活用されているか。【より望ましい取組として分析】

- ・活用状況が確認できる資料(関係規程、協定一覧、連携事業の実績等)

(3)(1)～(2)の学校としての取組により、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】

- ・学校としての取組により優れた成果を上げていることを確認

観点4-3-① 適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること

観点4-3-② 管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント*)が組織的に行われていること

観点4-4-① 教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること

説明を省略

観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること

(1)法令に従い、以下の教育情報が適切に公表されていること。(すべての項目にチェック必須)

- ・様式2-4（ウェブサイト掲載項目チェック表）
- ・学校教育法施行規則第172条の2ほかにより公表が求められている以下の事項すべてがHP等で公表されていることが必要

(法令等により高等専門学校が公表を求められている事項)

1. 教育研究上の基本組織
2. 学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項（準用する同令第179条）に定める3つの方針
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
4. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
5. 入学者の選抜に関すること
6. 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数
7. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
8. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
9. 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用
10. 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
11. 基幹教員に関する情報（設置基準の基幹教員の規定を適用している場合）

*黄色のマーカ一箇所は令和7年4月から新たに加わった情報

- 教員の保有学位、業績、職務上の実績は、教員ごとに情報が確認できる形式とする
- 外部の研究情報サイトを活用する場合は、教員ごとに個別にリンクし、最新情報を公表する
- 掲載情報が最新のものであることを組織的に確認すること

学校教育法施行規則の一部改正内容(1/2)

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第27号)が令和6年9月30日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった。
参考URL(文部科学省ホームページ):
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/mext_00002.html
- 大学(短期大学、大学院を含む。)は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第172条の2第1項関係)
 - ① 入学者の選抜に関すること。(第4号関係)
 - ② 外国人留学生の数に関すること。(第5号関係)
- 上記改正は第179条により高等専門学校に準用される。
- 本改正は令和7年4月1日から施行されたことから、令和8年度以降の機関別認証評価においては、情報公開に努めること。

学校教育法施行規則の一部改正内容(2/2)

1. 入学者選抜に関する事

- **学力検査等の内容**や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準並びに合理的配慮の提供に関する対応方法(相談窓口、事前相談や配慮の申請の方法及び受験上の配慮の一般的な例等)が想定される。
- 試験問題に関する情報の具体的な中身としては、**試験問題、解答又は解答例及び出題意図**について、原則として公表すべきものであること。
- 学部、研究科の入試方法の区分ごとの受験者数、合格者数及び入学者数、過去の年度の入学志願者数、受験者数及び合格者数並びに多様な背景を有する者への支援制度についても公表に努めることが望ましいこと。併せて、年齢、性別、国籍別の入学者数など、多様な背景を持つ学生の受入れの状況について、大学の実情に応じて公表することが望ましいこと。入学者の選抜に関することに限らず、障害のある学生の修学支援の情報を公表することも望ましいこと。

2. 外国人留学生の数に関する事

- **在籍する外国人留学生の数並びに科目等履修生等のうち外国人留学生であるものの数**が想定されること。
- 入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生であるものの数や、卒業又は修了後に進学した者及び就職した者の数、並びに公表する外国人留学生の数における出身国・地域別内訳についても公表することが望ましいこと。
- 在学する日本人学生のうち留学(短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。)した者の数についても併せて公表することが望ましいこと。

※黄色マーカーの部分は公表必須な情報。それ以外は公表することが望ましい情報。

領域5 準学士課程の教育活動の状況

基準

- 5-1 DPが具体的かつ明確であること
- 5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること
- 5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること
- 5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 5-5 適切な履修指導、支援が行われていること
- 5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること
- 5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること
- 5-9 APが具体的かつ明確であること
- 5-10 学生の受入れが適切に実施されていること
- 5-11 実入学者数が入学定員*に対して適正な数となっていること

*収容定員を5で除した数

観点5-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること

(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められていること。

・準学士課程のDP

(2)DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)と整合性を有していること。

・準学士課程のDP

(3)DPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須)

- ・ 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力を示している
- ・ 養成しようとする人材像の内容を示している

・準学士課程のDP

・上記の2つの内容を両方とも含んでいることを確認

※ガイドラインも参照。

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm

観点5-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

(1) CPが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須)

- どのような教育課程を編成するかを示している
- どのような教育内容・方法を実施するかを示している
- 学習成果をどのように評価するかを示している
- 準学士課程のCP
- 上記3つの内容を全て含んでいることを確認
※ガイドラインも参照。

観点5-2-② CPがDPと整合性を有していること

(1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、CPが定められていること。

- ・準学士課程のCP

(2) CPが、DPとの整合性を有していること。

- ・準学士課程のCP及びDP
- ・CPが、DPとの整合性を有していること(DPに定める学生が身に付けるべき資質・能力の目標を修得できるものとなっていること)を確認
- ・CPがDPと整合していなければ、卒業認定に大きな問題を生じることを念頭に入れて分析すること

CP・DP一覧表を作成して、整合性を確認

- 右表のようなCP・DP一覧表を根拠資料に提示することを推奨します。

2024/12/26現在			
学科、専攻	教育目的	DP	CP
本科共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者に必要な基礎知識を備え、実践力のある人材を育成する 2. 創造性を備え、自らの考え方を表現できる人材を育成する 3. 専門的基礎知識を理解し、自ら学ぶことのできる人材を育成する 4. 広い視野と倫理観を備えた人材を育成する 	<p>本科では、以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対し卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理工系の基礎的な学力をもとに、各専門分野の基礎的な知識と技術及びそれらを応用することができる。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力、及び、技術者にふさわしい倫理観に基づき、その専門知識を社会のために役立てることができる。 3. 自らの資質と現在の能力を見極め、それらを磨き高める努力を主体的に続けることができる。 	<p>本科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理工系の分野に共通して必要とされる基礎的な学力を身につけ、各専門分野の基礎的な知識と技術を修得、応用する科目を配置する。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力と、技術者にふさわしい倫理観を修得する科目を配置する。 3. 継続的に学習していく能力を養う科目を配置する。 <p>これらの科目群に係る単位修得の認定は、各学期の試験の成績、提出物、出席状況及び学習態度等を総合し、以下の区分により評価する。</p> <p>S(100～90点)秀 A(89～80点)優 B(79～70点)良 C(69～60点)可 F(59～0点)不可</p>
機械システム工学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然・人文科学の基礎知識をもとに論理的思考のできる能力 2. 材料・加工学等の要素技術やCAD・CAM・CAE等のコンピュータを使用した生産技術力 3. 各種力学、熱・流体工学等の要素技術や機械製品に関する設計技術力 4. 電気・電子工学、制御・メカトロニクス工学等を用いたシステム化技術力 	<p>機械システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械工学分野の知識を活用し、課題解決に向けて行動できる。 2. 他者と協働し、倫理観・責任感を持って課題に取り組むことができる。 3. 機械工学分野の技術を活用し、課題解決に向けて行動できる。 	<p>機械システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械システムの知識を修得する、物理と数学を基礎としたいわゆる四力学と、これらを基盤とした基礎専門科目を配置する。 2. 課題解決能力を育成する、課題の本質を理解し論理的に解決する能力を育成する卒業研究、他者と協働して課題を解決しようとする能力を育成する科目を配置する。 3. 機械システムの技術を修得する、実践的な機械システム工学の実験や実習、設計製図実習、プログラミング演習などの実技科目を配置する。
情報通信システム工学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合科学分野情報通信技術を社会的視点で捉え、多面的に物事を考え、論理的に思考・説明できる能力 2. コンピュータのハードウェアとソフトウェアの基礎知識を備え、通信を含む社会の様々な問題をシステムとして解決できる基本技術力 3. 通信システム設計、通信ネットワーク運用に必要なとなる通信工学と情報セキュリティなどの基本技術力 4. 情報通信技術の基礎となる電子工学の基礎知識とデジタル及びアナログの集積回路設計の基本技術力 	<p>情報通信システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信工学の基礎知識を活用し、それらを応用することができる。 2. 論理的思考力と技術者としての倫理観を体得し、課題に対してグローバルな視点から、解決に向けてコミュニケーションを図ることができる。 3. 課題に対して主体的かつ計画的に物事を進めることができ、課題解決に導くことができる。 	<p>情報通信システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信工学の基礎的な知識を活用し、それらを応用する科目を配置する。 2. 論理的思考力や発表と討議の能力を育成する科目として、電気電子回路・情報・通信工学に関する実験・実習・演習科目を配置する。 3. 課題に対して自主的かつ計画的に物事を進め、課題解決に導く能力を滋養するために、実験、実習、演習科目を体系的に配置する。

観点5-3-① 教育課程が体系的に編成されていること

(1) CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。

- ・授業科目の配置状況が確認できる資料(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、学生便覧等)
- ・必修・選択の配当、教育課程の体系性(カリキュラム・マップ、コース・ツリー、履修モデル、コース・ナンバリングその他)
- ・CPに準拠したカリキュラム・マップまたはコース・ツリーは全学科(全コース)について提示すること。
- ・カリキュラムマップはCP(DP)の各項目ごとに科目の流れを記載すること。教育目標の項目ごとではない。

(2) 一般教育の充実が配慮されていること。

- ・一般科目教育課程表、会議の議事録等
- ・一般教育の充実への配慮(一般科目と専門科目のバランス)

(3) 進級に関する規程が整備されていること。

- ・進級に関する規程

観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】

※本観点は分析任意の項目であり、分析結果は基準の判断に影響しない。学校として優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を実施する。

※学校が組織として取り組むものが本観点の対象。個別の学科・教員等による取組や課外活動は対象外。

(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】

- ・教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等)

(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】

- ・教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(シラバス、授業教材、受講者数等)

(3)その他教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】

- ・教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外(例:学生の国際性涵養(かんよう)に向けた教育など)で教育方法の工夫が行われているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。(シラバス、授業教材、受講者数等)

(4)(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】

- ・これらの取組実績により得られた、学校として優れた成果が確認できる資料

観点5-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

観点5-4-② 特別活動が90単位時間以上実施されていること

説明を省略

観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

※直近の機関別認証評価(3巡目では観点5-2-①、5-2-②が該当)において改善を要する点として指摘されておらず、各項目の内容に大きな変更がない場合、本観点は分析不要。その場合、「直近の認証評価における指摘等なし」にチェック☑を入力。

(1)CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていること。

・授業形態の開講状況(学科別の授業形態の構成割合等)が確認できる資料

(2)教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(複数チェック☑可)

・チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等)

・取組として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等を想定。

※いずれか一つ(以上)の取組が必要

(3)CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていること。

・シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料(実際のシラバスも確認する)

(4)組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。

・シラバスに関し、適切に周知されていることの組織的確認、学生の活用状況の把握、把握した状況を基に改善事例の具体的内容(該当事例がある場合)が確認できる資料

(次頁へ)

観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

(前頁より)

(5) 設置基準第17条第3項の規定に基づき、履修単位科目について1単位当たり30単位時間を確保していること。

(6) (5)の30単位時間授業では、1単位時間を標準50分としていること。

・30単位時間授業について状況が確認できる資料(学則、学年暦、時間割、年間行事表等)

(7) 設置基準第17条第4項の規定に基づき、1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していること。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されていること。

・学則において学修単位科目の授業形態ごとの授業時間を規定する箇所、1単位の履修時間が45時間であることを明示している状況が確認できる資料(シラバス、履修要項、学生便覧等)

・学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学修が設定されているかシラバスで確認

観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること

(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。(複数チェック可)

- ・チェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等)
- ・取組として、他学科の授業科目の履修を認定、インターンシップによる単位認定、専攻科課程教育との連携、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換制度、個別の授業科目内での工夫、最先端の技術に関する教育等を想定。
※いずれか一つ(以上)の取組が必要

① インターンシップの単位認定における注意点

- ・文部科学省の「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度に関する実施要項」の「4. 内容(定義)」に沿った内容となるように、インターンシップ実施要領などの規程で制度の枠組みを整備し、シラバスに各科目の実施計画を詳細に記載すること。
- ・学外実習先の選定基準、保険加入、事故発生時の責任所在、単位認定をめぐる異議申し立て制度などを規定することが必要。

② 資格取得等に基づく単位認定における注意点

- ・資格取得や外部検定試験による単位認定が、教育課程表にどの科目に対応するか明示すること。教育課程上存在しない科目に対して単位認定を行わないこと。
- ・単位認定を行う科目は、教育課程表およびシラバスに記載されていること。シラバスには科目名、認定条件、評価方法、単位数などを記載のこと。
- ・資格取得や外部検定試験による単位認定に関する規程を整備すること。

観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること

(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。(複数チェック可)

- ・チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等)
- ・取組として下記の事項を想定。

担任制・指導教員制の整備、オフィスアワーの整備、対面型の相談受け付け体制の整備、電子メールによる相談受付体制の整備、ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備、資格試験・検定試験等の支援体制の整備、外国への留学に関する支援体制の整備等

※いずれか一つ(以上)の取組が必要

(2) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(複数チェック可)

- ・チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等)
- ・取組として下記の事項を想定。

担任制・指導教員制の整備、学生との懇談会、意見投書箱の設置等

※いずれか一つ(以上)の取組が必要

観点5-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】

※本観点は分析任意の項目であり、分析結果は基準の判断に影響しない。学校として優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を実施する。

(1) 提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。【より望ましい取組として分析】

- ・支援体制が確認できる資料(関係規程、利用実績等)
- ・提供された機会を利用して学生が海外で学習していることを確認

観点5-6-① DP及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること

(1) 成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき策定されていること。

- ・成績評価や単位認定に関する規程等
- ・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認

(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。

- ・成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料(関係規程、成績判定会議に関する資料等)

(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。

- ・学修単位科目の授業時間外学習を把握する体制、手法、手順等に関する資料(会議資料等)
- ・科目担当教員自身が確認した結果の提出では把握したことになりません
- ・事前事後学習の内容がシラバスに明記されていることが前提。
- ・不十分な学校が多いので、要注意。

観点5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること

(1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていること。

- ・周知を図る取組の内容が確認できる資料(学生便覧、ウェブサイトでの明示等)

(2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていること。

- ・追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等
- ・当機構の評価における試験の定義

追試験:やむを得ない理由によって定期試験を受けられなかった者に実施する試験

再試験:成績不良者に対して、学期末成績報告までに実施する試験

単位追認試験:学期末成績報告後、あるいは次年度に成績不良者に対して実施する試験

- ・規程が不十分な学校が多いので、要注意。規程は学生に公開されていなければならない。

観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

(1)成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること。(すべての項目にチェック必須)

- ・学校として組織的に取り組まれている内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするかが記された規程等、前年度の確認結果が確認できる資料)
- ・取組として以下を想定。
 - 成績評価の妥当性(シラバス通りに成績評価が行われていること)の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェック等
- ・複数年度あるいは同じ年度内の中間・期末試験、追試験、再試験、単位追認試験において同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、是正措置が行われたことを確認できる資料)
- ・科目担当教員に出題や評価について注意喚起の知らせを出すだけでは、組織的なチェック体制とはならないことに留意すること。
 - ※3巡目までの機関別認証評価でたびたび指摘されている事項として、4巡目においても引き続き確認することとしたもの。
 - ※特に、直近の機関別認証評価で指摘を受けている場合、本項の対応状況が基準1-3の評価とも関係する点に、十分留意のこと。

本観点に関連するガイドラインを本研修で説明します

観点5-6-④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること

(1)成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められていること。

- ・定期試験結果に対する申立てではなく、科目の最終評価結果に対する申立ての機会を設けていること。
- ・学生からの申立てについて定めた規程等

※申し立ての手順の規定ぶりに留意

(例えば、学生本人が授業科目担当教員に直接申立てをするとしている場合、そのような取扱いが申立て制度の趣旨上適切であると説明できるか)

観点5-7-① 卒業認定基準をDPに従って、組織として策定していること

観点5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること

観点5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること

説明を省略

観点5-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること

(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていること。

- ・体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)
- ・学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていることを確認

(参考)

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(抜粋)

(令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

…実際に「教育の質」を保証する上で公的な質保証システムの中で確認・評価することが適切かつ現実的なものとしては、例えば、…実際の学修成果の状況や学生の声、ステークホルダーからの要請等を踏まえて大学自らが点検・評価し、課題を抽出し、自律的に教育課程や指導方法を改善していく仕組み(内部質保証)を整えているかどうか、…等の観点が挙げられよう。

…その上で、…情報公表や認証評価といった事後チェックとしての諸制度が、認可後の大学の質保証を担保する機能を担っている。設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことができ、はじめて教育の質が保証されていると言える。

観点5-8-② 卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること

観点5-8-③ 卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること

観点5-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること

3つの観点に共通して、学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、

観点5-8-② 卒業時の学生

観点5-8-③ 卒業後5年程度たった者

観点5-8-④ 卒業生の就職・進学先の関係者

に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(アンケート、アンケート結果、会議資料等)
- ・アンケートを取るだけでなく、アンケート結果から教育課程の問題点の検討が行われていること。

観点5-9-① APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること

(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められていること。

・準学士課程のAP

(2)APが、学校の目的や学科の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)、DP、CPを踏まえて策定されていること。

・準学士課程のAP

(3)APが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目にチェック必須)

- 入学者選抜の基本方針
- 求める学生像(受け入れる学生に求める学修成果を含む。)

・準学士課程のAP

・上記の2つの内容を両方とも含んでいることを確認

観点5-10-① APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること

(1) AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等)、面接内容、配点・出題方針その他)となっていること。

- ・選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料(議事要旨等)
- ・選抜区分ごとの入学者選抜の方法(学力検査、面接等)とAPの適合、面接の要領の整備、入試の実施体制の整備状況(組織の役割、構成、合格者決定プロセス等)を確認
- ・APに記載された入学者選抜の基本方針と合否判定基準が整合しないことがないように注意すること。面接の取扱いなど。
- ・適切に規程化されていない評価方法を用いて入学者選抜を行ってはならない。
- ・学力検査を口頭試問で行うことは、好ましい選抜方法とは言えないが、実施する場合は、試験問題、模範解答、配点基準を整備し、解答のエビデンスを残すように留意すること。

APと募集要項の一覧表を作成して、整合性を確認

	AP	募集要項
本科 入学者に求める能力と適性	<p>全学科共通 1. 理数系分野に興味があり、それらの科目において基礎的な学力を有している人 2. 責任感と忍耐力を備え、様々な人々との主体的な協働と学びを通じてコミュニケーション能力を高めることができる人 3. 規則正しい生活と自発的な学習ができる人</p> <p>機械工学科 1. 機械やモノづくりに興味のある人 2. 機械に関する専門知識と技術を修得し、モノづくりによる社会に貢献したい人 3. 機械の動く仕組みや構造を理解したい人</p> <p>情報通信工学科 1. 新しい電子機器やソフトウェアに興味のある人 2. 情報や通信の技術によって社会に貢献したい人 3. 情報や通信の技術を身につける意欲のある人</p> <p>情報知能工学科 1. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作技術に興味のある人 2. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術によって社会に貢献したい人 3. ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術を自主的、継続的に学べる人</p>	<p>全学科共通 (1)理数系分野に興味があり、それらの科目において基礎的な学力を有している人 (2)責任感と忍耐力を備え、様々な人々との主体的な協働と学びを通じてコミュニケーション能力を高めることができる人 (3)規則正しい生活と自発的な勉強ができる人</p> <p>■機械工学科 (1)機械やモノづくりに興味のある人 (2)機械に関する専門知識と技術を修得し、モノづくりによる社会に貢献したい人 (3)機械の動く仕組みや構造を理解したい人</p> <p>■情報通信工学科 (1)新しい電子機器やソフトウェアに興味のある人 (2)情報や通信の技術によって社会に貢献したい人 (3)情報や通信の技術を身につける意欲のある人</p> <p>■情報知能工学科 (1)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作技術に興味のある人 (2)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術によって社会に貢献したい人 (3)ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンテンツ制作の技術を自主的、継続的に学べる人</p>
本科 選抜方針(全学科共通)	<p>推薦による選抜 在籍中学校等における調査書、推薦書および面接の結果を総合して、「入学者に求める能力と適性」に沿った人材を選抜します。</p> <p>学力検査による選抜 中学校等における調査書および学力検査の結果を総合して、特に「入学者に求める能力と適性」に沿った人材を選抜します。学力検査は、理科、英語、数学、国語および社会の5教科による試験とします。</p> <p>帰国生徒特別選抜 日本国以外での教育を受けた志願者に対し、本選抜を実施し、調査書、学力検査、小論文及び面接により選抜します。学力検査は、理科、英語、数学、国語の4教科による試験とします。</p> <p>編入学者選抜 高等学校等を卒業後、技術者としての素養を身につけたいと強く希望する志願者に対し、本選抜を実施し、調査書、学力検査及び面接により選抜を行う。</p>	<p>推薦による選抜 推薦による入学者の選抜は、在籍する学校長から提出された推薦書、調査書及び面接の総合判定とします。調査書100点、面接100点、合計200点。</p> <p>学力検査による選抜 学力検査による入学者の選抜は、学力検査、出身学校からの調査書などの総合判定とします。学力検査は理科・英語・数学・国語・社会の5教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。5教科各100点、調査書100点、合計600点。</p> <p>帰国生徒特別選抜 帰国生徒特別選抜は、学力検査、面接及び出身学校からの調査書などの総合判定とします。学力検査は理科・英語・数学・国語の4教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。4教科各100点、面接100点、調査書100点、合計600点。</p> <p>編入学者選抜 編入学者選抜は、在籍する学校長から提出された推薦書、調査書、学力検査及び面接の総合判定とします。学力検査は英語・数学の2教科についてマークシート方式による学力検査を実施します。2教科各100点、面接100点、調査書100点、合計400点。</p>

観点5-10-② APに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること

(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていること。

- ・体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)
- ・検証するための組織や具体的な取組(改善のための情報収集等の取組を含む)の状況を確認

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われていること。

- ・検証した資料(会議資料等)

(3) (2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていること。

- ・検証結果が改善に役立てられている状況が確認できる資料(会議資料等)

観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

(1) 収容定員が学科ごとに学則で定められていること。また、1学級当たり40人が標準とされていること。

・学則の該当箇所

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。

・体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)

※入学定員は収容定員を5で除した数

(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であること。

・様式2-2(平均入学定員充足率計算表)

(4) 過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っていること。

・(実入学者数が入学定員を大幅に超過又は不足している場合)改善に向けた取組が確認できる資料

※学科ごとの入学定員に対して、過去5年間平均の実入学者数が0.7倍以上～1.3倍未満の範囲にない場合に、大幅な超過あるいは不足と判断



領域6 専攻科課程の教育活動の状況

基準

- 6-1 DPが具体的かつ明確であること
- 6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること
- 6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること
- 6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 6-5 適切な履修指導、支援が行われていること
- 6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること
- 6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること
- 6-9 APが具体的かつ明確であること
- 6-10 学生の受入れが適切に実施されていること
- 6-11 実入学者数が適切な数となっていること

*収容定員を2で除した数

※以下の観点の判断においては**特例適用専攻科の認定審査の結果**又は**JABEE認定プログラムの認定に係る結果**を利用できる。**(項目別の自己点検・評価結果欄及び根拠資料・説明等欄への記入を要しない。)**

- ・**結果を利用**・・・当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、その結果を踏まえ、本観点の内容を満たすと判断する根拠理由(根拠理由欄)を基に機構が分析する(項目別の分析は行わない)。
- ・**利用しない**・・・自己点検・評価の各項目の自己評価を基に機構が分析する。

観点6-3-① 教育課程が体系的に編成されていること

観点6-3-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること

観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

観点6-4-③ CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること

観点6-6-① DP及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること

観点6-7-① 修了認定基準をDPに従って、組織として策定していること

観点6-11-① 実入学者数が適切な数となっていること

(1) 収容定員(又は入学定員)が専攻ごとに学則等で定められていること。

- ・学則の該当箇所

(2) 専攻ごとの入学定員(収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除した数)と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。

- ・体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)

(3) 過去5年間の専攻科全体の実入学者数が適切であること。

- ・様式2-2(平均入学定員充足率計算表)
- ・(実入学者数が入学定員から大幅に乖離(かいり)している場合)教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていることを示す資料、適切な教育成果が上がっていることを示す資料
- ・様式2-3担当教員一覧表等

※過去5年間平均の実入学者数が入学定員の0.7倍以上～1.3倍未満の範囲にない場合には、特に、学校としてその状況を把握、分析した上で、教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていること、また適切な教育成果が上がっていることを確認

※適切な教育成果が上がっていることの資料として、標準修了年限で修了して大学改革支援・学位授与機構の学位を取得した学生数の入学時の学生数に対するの比率を3年分くらい提示すること。

※大学との連携教育課程に所属する学生は専攻科の入学者数として計上。

長時間にわたるご視聴をありがとうございます